

2010年2月19日

各 位

会社名 株式会社ワンダーテーブル
代表者名 代表取締役社長 林 祥隆
(コード番号 9174 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 小石 哲郎
TEL 03 - 3351 - 1151

非公開化等のための定款一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行等に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式の取得、及び定時株主総会基準日に係る定款一部変更について、2010年3月19日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしました。

併せて、全部取得条項に係る定款一部変更については、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)においても付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 種類株式発行等に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)

1. 変更の理由

2010年1月14日付の当社による「支配株主である株式会社ヒューマックスの完全子会社である株式会社クレディックスによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、株式会社クレディックス(以下「クレディックス」といいます。)は、2009年11月27日から2010年1月13日まで当社株式に対して公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、2010年1月20日(決済日)をもって、19,838,086株を保有するに至っており、クレディックスの完全親会社である株式会社ヒューマックス(以下「ヒューマックス」といいます。)の保有分20,330,000株と合計すると、両社の保有する当社株式は、計40,168,086株(当社の発行済株式総数(自己株式を除きます。))に対する割合:約95.77%)となるに至っております。

また、2009年11月26日付の当社による「支配株主である株式会社ヒューマックスの完全子会社である株式会社クレディックスによる当社株式に対する公開買付けに関する応募の推奨のお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、当社の親会社であるヒューマックス及びクレディックスは、両社による当社の非公開化が実現すれば、当社は簡素化された株主構成の下、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築することが可能となり、ヒューマックスグループの経営課題に対するグループ戦略や当社の現状を打開するための抜本的経営改善策の実施が容易になるだけでなく、ヒューマッ

クスグループ企業間の連携を行いやすくなり、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図り、ひいては当社を含むヒューマックスグループ各社の企業価値を向上させることが可能になるものと考え、当社に対し公開買付けを実施いたしました。

当社といたしましても、厳しい経営環境が当面継続し、さらには、今後より一層悪化することも見据えておく必要があると考えており、このような厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策を実施することが喫緊の課題であるとともに、ヒューマックスグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図っていくことで、ヒューマックスグループに属する当社の事業の効率化が促進され、当社の企業価値の向上に資するものであると考えました。また、このような抜本的な経営改善策の実施や、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化に伴って不可避免的に発生する短期的な業績悪化等のリスクを当社の一般株主の皆様には負わせる結果となることを回避するためには、本公開買付けの実施を契機として当社を非公開化し、当社の株主をヒューマックス及びクレディックスに限定することが合理的かつ最善の方策であるとの結論に至りました。

以上の理由により、当社は株主の皆様のご了解をいただいたうえで、ヒューマックス及びクレディックスのみを当社の株主として非公開化するために、次の事項を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できる全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号の定めを指します。)を付す旨の定めを新設いたします(以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、上記①による A 種種類株式を 180 万分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様(但し、当社を除きます。)に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 180 万分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、ヒューマックス及びクレディックスを除く株主の皆様には取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であります。また、割り当てられる A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

本件「定款一部変更の件-1」は、上記①を実施するために必要な定款変更を行うものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号)、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設します。

A 種種類株式についての規定を設けることに伴って、当社が、事務負担の軽減を図るため、1,000 株を単

元株式数として規定していた定款第7条につき、同条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため(本件「定款一部変更の件-1」で設けられるA種種類株式には単元株式数を定めません。)、その趣旨を明確にするための変更を行うほか、所要の変更を行うものです。

また、上記に加えて、本件では、公告閲覧の利便性の向上及び費用の削減を図るため、定款第5条に定める公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めることとしています。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本件「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、本件に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

| 現行定款 | | 変更案 | |
|------|--------------------------------|-------|---|
| 第5条 | 当会社の公告は、「 <u>官報</u> 」に掲載する。 | 第5条 | 当会社の公告は、 <u>電子公告</u> により行う。但し、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、「官報」に掲載して行う。</u> |
| 第6条 | 当会社の発行可能株式総数は、168,000,000株とする。 | 第6条 | 当会社の発行可能株式総数は、168,000,000株とし、 <u>当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式167,999,970株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)30株とする。</u> |
| (新設) | | 第6条の2 | <u>当会社は残余財産を分配するときはA種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき243,000,000円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配</u> |

| | |
|--|--|
| <p>第 7 条 当社の<u>単元株式数は、1,000 株とする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>された後、<u>普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第 7 条 当社の<u>普通株式の単元株式数は 1,000 株とし、A 種種類株式の単元株式数は 1 株とする。</u></p> <p>第 18 条の 2 <u>第 15 条、第 17 条および第 18 条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>会社法第 324 条第 1 項に定める種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> |
|--|--|

II. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

1. 変更の理由

本件「定款一部変更の件-2」は、上記「I .1. 変更の理由②」でご説明した定款変更として、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社定款(以下「変更後定款①」といいます。なお、下記IV.の「定款一部変更の件-3」による変更の効力が生じている場合には、その変更後の定款となります。)の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる A 種種類株式を 180 万分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるもので

す。かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前述のとおり、ヒューマックス及びクレディックスを除く株主の皆様に対して割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本件「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」に係る議案及び下記「Ⅲ.全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本件「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られることを条件として、2010年4月23日に効力が生じるものいたします。

(下線は変更部分)

| 変更後定款① | 追加変更案 |
|--------|--|
| (新 設) | <p><u>第6条の3</u> 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得することができる。</p> <p><u>2.</u> 当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引き換えに普通株式1株につきA種種類株式を180万分の1株の割合をもって交付する。</p> |

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、上記「Ⅰ.1.変更の理由③」でご説明した全部取得条項付普通株式の全部取得に係る手続きとして、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款(以下「変更後定款②」といいます。)に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、取得日(下記2.において定めます。)前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を180万分の1株の割合をもって交付するものいたします。交付がなされるA種種類株式の数は、前述のとおり、ヒューマックス及びクレディックスを除く株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続きに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社A種種類株式をヒューマックス若しくはクレジットに対して売却すること又は会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に135円(クレジットが本公開買付けを行った際における当社普通株式の1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2.全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1)全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項及び変更後定款②に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様(但し、当社を除きます。)に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引き換えに、当社A種種類株式を180万分の1株の割合をもって交付するものといたします。

(2)取得日

2010年4月23日

(3)その他

本件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」に係る議案及び「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものです。なお、その他必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3.上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」に係る議案、「定款一部変更の件-2」に係る議案及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部(以下「東証二部」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、2010年3月19日から2010年4月19日まで整理銘柄に指定された後、2010年4月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証二部において取引することはできません。

IV. 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-3」)

1. 変更の理由

当社の定款第 14 条におきましては、多数の株主様に対する株主総会招集手続の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案による全部取得条項付普通株式の全部取得の決議が効力を生じた場合には、当社はヒューマックス及びクレディックスのみを株主様とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、変更後定款①から同条を削除し、条数の繰り上げ等の調整をするものです。

同条を削除した場合、当社の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主は、当該定時株主総会開催時の株主様となります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本件に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」に係る議案、「定款一部変更の件-2」に係る議案、及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られることを条件として、その効力が生じるものといたします。

したがって、本件「定款一部変更の件-3」に係る定款変更の効力が生じた場合には、本年 6 月に開催が予定されております定時株主総会において議決権を行使することのできる株主は、ヒューマックス及びクレディックスのみとなる予定です。

(下線は変更部分)

| 変更後定款① | 追加変更案 |
|--|--|
| 第 14 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> | (削 除) |
| 第 15 条 ～ (条文省略) | 第 14 条 ～ (条文省略) |
| 第 18 条 | 第 17 条 |
| 第 18 条の 2 <u>第 15 条、第 17 条および第 18 条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u> (以下条文省略) | 第 18 条 第 14 条、第 16 条および第 17 条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 (以下条文省略) |

V. 本定款一部変更等の日程の概要(予定)

本定款一部変更等の手続の日程の概略(予定)は次のとおりです。

| | |
|---------------------------------------|---------------|
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日公告 | 2010年1月21日(木) |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日 | 2010年2月5日(金) |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議 | 2010年2月19日(金) |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催 | 2010年3月19日(金) |
| 種類株式発行等に係る定款一部変更(「定款の一部変更の件-1」)の効力発生日 | 2010年3月19日(金) |
| 当社普通株式の東証二部における整理銘柄への指定 | 2010年3月19日(金) |
| 当社普通株式の東証二部における売買最終日 | 2010年4月19日(月) |
| 当社普通株式の東証二部における上場廃止日 | 2010年4月20日(火) |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付にかかる基準日 | 2010年4月22日(木) |
| 全部取得条項に係る定款一部変更(「定款の一部変更の件-2」)の効力発生日 | 2010年4月23日(金) |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 2010年4月23日(金) |

以上